

令和6年度 第1回幸田町都市計画審議会 会議録

開催日時 令和7年1月22日(水) 午後2時から午後4時20分まで
開催場所 幸田町役場 4階ホール
出席委員 松本幸正、柚谷正樹(代理:小柳和人企画調整監)、榊原昭博、神取勇、
小浜武史、都築義之、金子一元、伊澤由紀子、近藤隆
幸田町 成瀬町長
事務局出席者 建設部 鳥居部長
都市計画課 小林課長、河合課長補佐、判治主査、磯部主事
区画整理課 杉田課長、森田主査
上下水道部 下水道課 鳥居課長、小林課長補佐

(開会時間 午後2時00分)

1 審議会成立条件の報告(小林都市計画課長)

9名の都市計画審議会委員の出席があり、幸田町都市計画審議会条例第7条第2項の規定を満たしており、本日の審議会成立の報告。

2 挨拶(成瀬町長)

3 委員紹介

委員及び事務局の自己紹介

4 議事

(1) 会長の選任及び職務代理者の指名

会長 松本幸正委員 職務代理者 神取勇委員
(会長挨拶)

(2) 議案

議案第1号 西三河都市計画区域区分の変更について(県決定)(説明者 河合課長補佐)

議案第1号西三河都市計画区域区分の変更について説明します。議案資料の2ページから5ページまでが議案第1号関係の資料になります。

議案資料の4ページを御覧ください。区域区分を変更する理由といたしまして、幸田荻谷地区において、土地区画整理事業が行われる区域及びその周辺区域を市街化区域に編入するためであります。

議案資料5ページを御覧ください。赤枠の斜線で囲まれた区域が今回市街化編入する区域で、編入区域面積は16.3haとなっております。

第6次幸田町総合計画において、これまでのような急激な人口増加は見込めないものの、今後も増加が予測されており、引き続き土地区画整理事業による秩序ある整

備を推進するとともに、良好な住環境形成に向けて開発を指導し、魅力ある住宅地の整備を進めていきます。

また、目標人口についてですが、第6次幸田町総合計画の計画年次である令和7年において、人口42,000人が目標となっていますが、令和2年にこの目標を達成していることも踏まえ、幸田町都市計画マスタープランでは、令和12年の目標人口を46,000人とし、将来的には第6次総合計画にあるように5万人規模のまちづくりを目指しています。

しかしながら、市街化区域内にまとまった未利用地はなく点在しており、現行の市街化区域内で人口需要に応じることは難しいため、新たな市街地を形成し、受け皿を確保する必要があります。

当該地区と都市計画マスタープランとの位置付けについて、参考資料の2ページを御覧ください。当該地区は、都市計画マスタープランの土地利用・市街地整備の方針について、周辺の優良農地や森林地区の保全を図りつつ、既存の市街化区域の緑辺部や鉄道駅周辺において計画的な市街地整備を進め、長期的には市街地が連なる一体的な市街地の形成を図る一体的市街地誘導地区(住宅地区等)に位置付けられており、主に中高層住居地区や、国道沿道については、沿道サービス地区に位置付けられています。

現時点における土地利用については、農地としての土地利用が図られてきましたが、幸田町役場及びJR東海道本線幸田駅の概ね1km圏域であることや、国道248号に隣接するなど、交通利便性の高い地区であること、また、西側は現在の市街化区域に隣接するとともに、近隣に荻谷小学校、中央公民館といった公共施設が立地することから、都市的土地利用への転換が見込まれます。そのような状況から、人口動態に対応した住居系用地を確保するとともに、無秩序な都市的土地利用が進行することを未然に防ぐため、計画的な市街地整備が求められています。

そこで、平成30年に当該地区の権利者により準備委員会が発足され、令和4年12月現在の同意率が権利者では89.5%、面積では95.6%となり、土地区画整理組合設立に向け準備が進められており、今後、区画整理事業により計画的な市街地の形成を図るため、市街化区域に編入するものであります。

区画整理事業の予定区域ですが、参考資料の3ページの左側の地図を御覧ください。赤線で囲った所が今回市街化編入する箇所になり、内側の青線で囲ったところが区画整理事業予定地となります。一部区画整理事業をせずに市街化編入のみの区域がありますが、これは編入の区域を設定するうえで道路等を境とする必要があります、編入区域には入っているが、ある程度まとまって既に宅地整備されているため、区画整理で整備する必要がない区域になります。以上で説明を終わります。

(質疑応答等)

Q. 市街化編入で区画整理事業をやらない区域も入っているが、南側の芦谷蒲郡線との間はなぜ入れないのですか。【都築委員】

A. 芦谷蒲郡線と今回市街化編入する間に関しては、既存の住宅地があり、また4m未満の道路も多く、基盤整備が整っていないため、市街化の要件を満たしておりません。もし市街化編入するとなると、区画整理などによる基盤整備が必要と

なってきます。今回、区画整理事業を行わないが市街化編入する区域については、幸い国道 248 号に接しているなのでこのままの状態でも編入できます。【判治主査】

- Q. 過去にすでにあるところも含めてですが、市街化区域界が道路の中心にあるのはなぜですか。【都築委員】
- A. 基本的には道路中心で設定することになっていますが、場所によって色々な事情がありますので、道路の端で設定することもあります。【判治主査】
- A. 望ましくは地形地物で明確に分かれるところが良いので、道路や線路、河川などで敷地境界を定めるのが普通かと思います。一方どうしても、そういう形で定められないところは、筆界で土地の所用によって定める場合もあるということです。【松本会長】
- Q. 蒲郡岐阜線の沿線で今回、市街化編入する区域は準住居地域となっているが、区域外の北側は現在、第二種住居地域となっています。違う理由は何かあるのですか。【金子委員】
- A. 沿道沿いは商業開発など一般住宅以外で活性化するものが来てほしいという考えがあります。第二種住居地域よりも準住居地域の方が来ていただく店舗の大きさや種類が増えますので準住居地域を設定させていただくという流れがあります。【判治主査】
- Q. 分かりました。私もその方がいいと思います。準住居地域の方が誘致しやすいが、面積的にこれで大丈夫ですか。【金子委員】
- A. 区画整理をやる特性上、暫定用途で第一種低層住居専用地域を設定していますが、今後、区画整理で仮換地指定をし、本用途を設定する時期が来たら、沿道沿いは準住居地域が広がる予定となっています。【判治主査】
- Q. 幸田町でできたお米が幸田町のみで消費されているとは限らないですが、幸田町の米供給に対する影響は特にないという判断でよろしいですか。【松本会長】
- A. 非常に難しい問題ですが、関係機関とも協議をさせていただいております、特に意見もありませんでしたので、問題ないと思っております。【判治主査】
- Q. 市街化編入の条件を今一度御説明頂けますか。【松本会長】
- A. まずは、人口が問題で、幸田町は、人口が伸びている町として、将来目標も増加の目標を立てております。あとは、駅から近いところなど、町のまちづくりとしての立地的な問題、また将来人口の伸びを踏まえ規模が妥当かどうかなども判断となるところです。【判治主査】
- A. まずは、人口の動向として、人口フレームというのがあり、県のほうで大体、西三河地区でどのくらいの人口が将来市街化区域にはりつくだろうという予測をされています。そこで、まずは、まだ開発が西三河では必要だという判断があり、ボリュームをどこの自治体に割り振るか、将来の伸びる人口をどこで宅地として開発するかというのがあります。また、既に市街化が進んでいるあるいは市街化が見込めるところという条件もあり、今回の場合は、区画整理で市街化ができるということです。あとは、災害の危険がないこと、既存の市街化区域に隣接している、交通の便が良い、幸田町のマスタープランに位置づけられているなど、そういった条件を全て満たしているということです。【松本会長】

- Q. 想定は何戸ぐらいの住居で、何人ぐらいの居住が見込まれますか。【神取委員】
- A. 計画戸数が 329 戸、人口については 823 人を想定した区画整理事業となっております。【判治主査】

-----採決-----

(議長)

計画案どおり賛同いただける方は挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

(議長)

ありがとうございます。それでは、審議会の意見としては原案どおりで、「異議なし」とします。

議案第 2 号 西三河都市計画用途地域の変更について（町決定）（説明者 河合課長補佐）

議案第 2 号西三河都市計画用途地域の変更について説明します。議案資料の 6 ページから 10 ページまでが議案第 2 号関係の資料になります。

議案資料の 8 ページを御覧ください。用途地域を変更する理由としては、組合施行の土地区画整理事業による計画的な住居系市街地の形成を図るため、議案第 1 号で説明しました荻谷地区の市街化区域への編入と合わせて新たに用途地域を設定していきます。

また、岩堀地区の都市計画道路の廃止に伴い、将来の土地利用計画及び都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、隣接する用途との整合を図り、適切な用途地域に変更するものです。

今回の荻谷地区の市街化編入により、第 1 種低層住居専用地域、準住居地域、準工業地域が表のように変更になります。なお、カッコ書きは変更前の数字になります。

また、今回の岩堀地区の用途変更により、第 1 種中高層住居専用地域が表のように変更になります。容積率のみの変更であるため、第 1 種中高層住居専用地域の全体面積は変わりありません。

荻谷地区の市街化編入により、合計といたしまして、約 613ha が約 629ha となり、約 16 ヘクタールが増加することとなります。用途率の構成比率については、備考欄に示しています。

議案資料 9 ページを御覧ください。荻谷地区について、市街化調整区域から市街化区域への編入に合わせ用途区域を定めます。

緑色の部分ですが、ここは区画整理地内であり、本格的に整備が始まる前に無秩序に建築するのを防ぐ目的として、暫定用途として、第一種低層住居専用地域、容積率 50%、建蔽率 30% とします。これは、用途地域の中で一番規制が厳しいものになります。なぜ、区画整理をする部分は暫定用途が必要かと言いますと、区画整理をしていく流れとして、市街化調整区域から市街化区域にしてから区画整理

組合の設立をします。設立前に市街化区域にする必要があるのですが、市街化区域にすると市街化調整区域より建物が建てやすい区域となり、区画整理の整備をする前に計画する道路上に建物が建ってしまうなど、事業の支障となる恐れがある為です。オレンジ色の部分や紫色の部分については、土地区画整理事業区域外となる区域であり、市街化編入のみの区域となりますので、現在の土地利用に合わせ、暫定ではなく、最初から本用途として、国道 248 号沿道については準住居地域、その中でも工場がある区域は準工業地域を指定します。

続きまして、議案資料 10 ページを御覧ください。岩堀地区の用途変更になります。こちらは、参考資料の 8 ページも合わせて御覧ください。当初、一番左の図のように、都市計画道路岩堀線の北側道路端から 20 m を境界に、同じ第一種中高層住居専用地域の中でも容積率を北側 150%、南側 200% としておりましたが、都市計画道路の岩堀線を廃止したことにより、基準となる道路計画線が無くなったことから、容積率の境界が不明確となったため、将来の土地利用計画及び都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、南北の住居系市街地と一体の良好な中高層住宅地区を形成するため、北側と同じく容積率 150% に変更するものです。変更になる区域内の土地利用状況については、幸田中学校や中央公園といったほとんどが公共施設として使用している箇所となります。一般住宅が 1 件ありますが、その建物の容積率は 40% 程で影響はなく、また、今回の変更によって、既存不適格になる建築物はありません。以上で、説明を終わります。

(質疑応答等)

- Q. 荻谷地区について、準工業地域と準住居地域のところは現状、容積率、建蔽率ぎりぎりいっぱい使われていますか。また準工業地域になると、いろいろな物が建ってしまうことになるのですが問題ないですか。それとも今、工場が建っているのを準工業地域にせざるを得ないということですか。【松本会長】
- A. 今建っている既設の建築物でそれほどぎりぎりの物はないと思います。既設の建物が不適格建物にならないようにというのもありますし、大きな土地ではなく、それぞれ既に利用されている土地でありますので、建て替えたとしてもそれほど影響はないと思います。【判治主査】
- A. 分かりました。皆様方、参考資料の 6 ページに用途ごとに何が建つかという一覧が示されております。準工業地域は結構何でも建ってしまうので、色々なところで問題が発生することが多いのですが、今回の場合は幸い既存の工場があるということで、それほどさらなる悪化はないということですし、既設の工場を認めるためには準工業地域にせざるを得ないということで、工業系の中でも 1 番厳しいものにしていくということです。従いまして、この用途区分によって、全く想定外のものが建ってくる可能性があるということを御認識頂ければと思いますし、特に、用途地域の境界のところ急に高い建物が建つということもあります。それでも法律上全く問題がないこととなりますので、そういう事を想定して都市計画は決めていかなくてはいけないことを御理解頂ければと思います。
- 【松本会長】

- Q. 荻谷地区について、第1種低層住居専用地域が建蔽率30%、容積率50%と
なっていますが、すごく厳しいのでは。【神取委員】
- A. ここは区画整理予定地内であり、本格的に整備が始まる前に無秩序に建築する
のを防ぐ目的として、暫定用途として、1番厳しい建蔽率30%、容積率50%
としています。【判治主査】
- Q. 将来的な計画はどのような予定ですか。【松本会長】
- A. 住宅街は今のところ第1種住居地域の建蔽率60%、容積率200%を考えてお
ります。【判治主査】
- Q. 荻谷地区について、この中の区画を見ると、結構大きな区画の農地の人もいる
が、建蔽率30%でも建てようという人がいれば建てることは可能ですか。また、
それを止める手段はあるのですか。【都築委員】
- A. 暫定用途でも建蔽率30%であれば建てることは可能です。しかし、そういう
ことがないよう、なるべく早く組合を設立し、仮換地指定をかける必要がありま
す。【判治主査】
- A. これは法律上やりようがなく、区画整理をやる上で、どうしてもそのリスクが
出てしまいますので、なるべく早く仮換地指定をしていくしかないのが現状で
す。仮換地指定をしまえば、建物を建てる場合、区画整理法の76条申請を
上げてもらい、許可の判断をしていくことになるのですが、市街化編入し仮換地
指定までの間は都市計画法でも区画整理法でも止められない期間がどうしても
出てしまいます。そういった意味で、暫定用途をかけ、建蔽率30%、容積率5
0%といった一番建てるに建てづらい用途をいったん設定することにより、仮
換地指定まではこれで少しでもリスクを減らすというのが、愛知県の指導、考え
方と聞いております。【杉田区画整理課長】

-----採決-----

(議長)

計画案どおり賛同いただける方は挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

(議長)

ありがとうございます。それでは、審議会の意見としては原案どおりで、「異議なし」とします。

議案第3号 西三河都市計画土地区画整理事業（幸田荻谷土地区画整理事業）の決定について（町決定）（説明者 河合課長補佐）

議案第3号西三河都市計画土地区画整理事業（幸田荻谷土地区画整理事業）の決定について説明します。議案資料の11ページから18ページまでが議案第3号関係の資料になります。

議案資料14ページを御覧ください。本事業の決定の理由書となります。

議案資料15ページ、16ページを御覧ください。また、議案参考資料の9ペー

ジに、予定の区画整理事業設計図を掲載してありますので併せて御覧ください。

議案資料15ページ1. 当該都市計画の都市像における位置づけから16ページの3. 位置、区域、規模、施設の配置等の妥当性(2)までは、第1号議案で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

16ページの(3)の規模についてですが、地区面積は約14.8haであり、区画整理事業内での計画人口及び計画戸数は、1戸当りの人口を約2.5人、1戸当りの敷地面積を約200㎡として、事業地内の住宅予定面積を除いて計算し、計画人口823人、計画戸数329戸としています。

続いて、(4)の施設の配置計画についてです。議案参考資料9ページの設計図面で示すとおり、区画道路につきましては、幅員6mを標準としていますが、中央右側の沿道サービス施設の土地利用を可能とする2つの大きな街区周辺の区画道路及び幸田萩線の主要道路については、10mから12mの道路を配置し、歩行者の利便性、安全性を確保するため、特殊道路4mを配置しています。

公園面積は、施行面積の3%以上かつ計画人口1人当たり3㎡を確保します。公園種別は、街区公園とし、誘致距離等を考慮し、2か所配置し、緑地は自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき整備します。その他、調整池を1か所設置します。

区画整理事業の予定スケジュールとしては、令和7年度に組合設立、令和9年度仮換地指定をしたのち工事着手、令和13年度に工事完了し、令和15年度に組合解散を予定としています。以上で、説明を終わります。

(質疑応答等)

Q. 調整池が7,800㎡あるのですが、この調整池は将来どうなるのでしょうか。

【都築委員】

A. 組合で調整池を整備していただき、組合解散ぐらいまでは組合で管理していただきます。その後は、町の都市計画課に管理移管をし、調整池として都市計画課で管理をしていく予定です。【判治主査】

Q. 東側の街区が非常に大きいですが、ここに何か誘致するということですか。

【松本会長】

A. 大街区につきましては、決定はしていませんが、沿道サービスとして一般住宅ではなく、商業系などを誘致できればと考えております。【判治主査】

Q. 同意率は今何パーセントですか。【松本会長】

A. 令和元年にこの事業のスタートを切るときに、まず一旦仮で同意書を集めました。その時の水準は約90%です。法律で求められているのは3分の2以上の同意で、愛知県の運用として決められているのが85%ですが、いずれもそれを超えています。来年度、区画整理の認可をしてもらおうという目標の流れからすると、再度、本同意を集めていく時期が来年の早々になりますので、法律と愛知県の基準を超えるよう同意率90%以上を目標にしながら進めていきたいと考えています。【杉田区画整理課長】

-----採決-----

(議長)

計画案どおり賛同いただける方は挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

(議長)

ありがとうございます。それでは、審議会の意見としては原案どおりで、「異議なし」とします。

議案第4号 西三河都市計画地区計画（深溝里地区計画）の変更について（町決定）（説明者 河合課長補佐）

議案第4号西三河都市計画地区計画（深溝里地区計画）の変更について説明します。議案資料の19ページから22ページまでが議案第4号関係の資料になります。

議案資料の21ページを御覧ください。変更の理由としましては、幸田深溝里土地区画整理事業の換地処分に伴う字名の変更に合わせて、地区計画の位置（字名）を変更するものです。

議案資料の22ページを御覧ください。図の赤線の内側が地区計画を設定している位置で、令和4年3月に地区計画決定をしています。今回の変更は、この地区計画の一部が区画整理事業地内であり、令和6年7月12日に、換地処分を行い土地の小字が変更になったため、それに伴い地区計画に記載されている項目のうち、位置の名称を変更するものです。

議案参考資料の12ページを御覧ください。12ページの通り、幸田町大字深溝字大皿、小杉山、東大平、西大平の各一部が、幸田町大字深溝字緑台、大皿、小皿、小杉山、西大平の各一部となります。

なお、今回の変更は位置（字名）を変更するのみで、地区計画の場所や区域面積等、他の項目については変更ありません。以上で、説明を終わります。

(質疑応答等)

Q. 新しい字名になったため、それに合わせ名称を変更するのみとうことで、それ以外の変更はないという事でよろしかったですか。【金子委員】

A. そのとおりです。【判治主査】

-----採決-----

(議長)

計画案どおり賛同いただける方は挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

(議長)

ありがとうございます。それでは、審議会の意見としては原案どおりで、「異議なし」とします。

し」とします。

議案第 5 号 西三河都市計画汚物処理場の変更について（町決定）（説明者 河合課長補佐）

議案第 5 号西三河都市計画汚物処理場の変更について説明します。議案資料の 23 ページから 26 ページまでが議案第 5 号関係の資料になります。

議案資料の 25 ページを御覧ください。変更の理由につきましては、坂崎地区の公共下水道への編入により、本施設が不要となったため、都市計画決定を廃止するものです。

坂崎排水処理場は、坂崎地区集落からのし尿・生活排水の処理を行い、生活環境の整備と生活水準の向上とともに農業用排水等の水質の保全を図るため、平成 7 年に都市計画決定し、適正維持管理を行ってきました。しかし、施設の老朽化と機器維持管理費が増嵩してきていることから、汚水処理の持続可能な経営について、町財政計画も踏まえて更新方針等の検討を進めた結果、当該施設を維持更新するよりも隣接する公共下水道へ接続したほうが経済的に有利であることが判明いたしました。そのため、平成 28 年度の全県域汚水適正処理構想の見直しにおいて、当該地区を農業集落排水事業区域から公共下水道区域へ変更し、令和元年度には公共下水道の事業計画区域に位置付けた後、令和 6 年 4 月に公共下水道へ接続したため、当該処理場は不要となり、都市計画決定を廃止するものです。

なお、跡地利用は、防災関係での活用を予定しております。以上で、説明を終わります。

（質疑応答等）

Q. 防災関係というのは具体的にどのような事を考えていますか。【近藤委員】

A. 建物はそのまま残りますので、それを防災備蓄倉庫として活用、また、もともと処理場でしたので、災害時に緊急的に汚水を一時的に保管するなどの設備利用を考えています。【小林課長補佐】

Q. 大草はいつ頃切り替えしましたか。また、今後切り替えを予定している所はありますか。【都築委員】

A. 大草は令和 5 年 4 月に切り替えをしました。他の箇所は、今年 4 月に長嶺久保田と荻、令和 8 年 4 月に野場と六栗、令和 9 年に桐山と上六栗を予定しています。【小林課長補佐】

-----採決-----

（議長）

計画案どおり賛同いただける方は挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

（議長）

ありがとうございます。それでは、審議会の意見としては原案どおりで、「異議な

し」とします。

(議長)

今後の流れにつきまして、事務局より説明をお願いします。

(説明者 河合課長補佐)

今回の議案関係につきまして、今後の都市計画決定のスケジュールを説明させていただきます。議案参考資料の18ページを御覧ください。本日の幸田町都市計画審議会を終えた後、来月2月7日に愛知県都市計画審議会が開催され、その後に同意協議を行い、令和7年3月に都市計画決定の告示を行う予定となっております。以上で、説明を終わります。

(3) 報告事項

幸田町の都市計画について(説明者 河合課長補佐)

報告事項といたしまして、「幸田町の都市計画」について、説明をさせていただきます。お配りしてあります、「幸田町の都市計画」を御覧ください。幸田町の都市計画の状況についてまとめたものを、毎年更新し、町ホームページに掲載しております。今回、報告事項になりますので、昨年度から変更となっている主な内容について、御報告させていただきます。

資料2ページを御覧ください。1-1人口・世帯ですが、昨年令和5年4月1日現在では、総人口が42,191人、世帯数が16,597世帯でしたが、令和6年4月1日現在では、総人口が42,226人、世帯数が16,871世帯となっておりますので、昨年と比較し、人口が35人、世帯数が274人増となっております。

続きまして、資料5ページを御覧ください。3-3都市公園・緑地になります。

幸田駅前土地区画整理事業で整備された幸田駅南公園について、土地区画整理事業が完了したことに伴い、令和6年4月1日付で管理引継ぎが行なわれたため、街区公園が1か所、0.1ha増え、街区公園の合計が29か所、5.24haとなっております。

続きまして、資料9ページを御覧ください。3-4下水道、(2)農業集落排水事業になります。先ほど、議案第5号でも説明させていただいたとおり、坂崎排水処理場が令和6年4月に公共下水道へ接続したため不要となったことに伴い、地区数が1地区、計画戸数が644戸、計画人口が3,440人減となり、令和6年4月現在で地区数が9地区、計画戸数が1,472戸、計画人口が7,710人となっております。

続きまして、資料10ページを御覧ください。4-1土地区画整理事業になります。幸田駅前地区2.9ha、幸田六栗地区9.2haが令和5年度に事業が完了したことに伴い、令和6年4月現在で、施行済地区が12地区、124.4haとなっております。施行中の地区としては、幸田深溝里地区の1地区となりますが、議案第4号でも説明させていただきましたが、令和6年7月12日に換地処分が行われており、令和6年度中には事業完了が予定されています。以上で、説明を終わります。

-----答申書配布-----

松本会長から成瀬町長へ答申

5 その他

- ・今後の予定（説明者 河合課長補佐）

現在の幸田町のまちづくりの動きについて御報告させていただきます。

現在、担当部局により、幸田町北部の長嶺地区において、長嶺北部地区福祉医療ゾーンの構想が進められています。「第9期幸田町高齢者福祉計画および介護保険事業計画」において、本町の地域包括ケアシステムの構想等を進めるにあたり、幸田町で末永く暮らすための医療・介護・福祉の充実及び生活支援が一体的に提供される社会の構築を図るため、総合計画において、長嶺北部地区を福祉医療ゾーンとする土地利用構想を掲げ、これを受けて、都市計画マスタープランにその施策を具体的に位置づけしていきたいと考えています。

また、長嶺東山地区において、新たな工業団地の検討が進められており、現在、関係機関との協議を担当部局において進めているところです。

来年度についても、必要に応じ都市計画審議会を開催し、皆様に御審議をお願いすることになると思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

閉会挨拶（成瀬町長）

（閉会時間 午後4時20分）